

プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、「のべおか市民生活応援商品・サービス券」全世帯配布業務委託に係る公募型プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和 7 年 4 月 1 日

延岡市長 読谷山 洋司

1. プロポーザルの趣旨

継続する物価高騰等の影響を受けている市民生活の負担を軽減するとともに、市内消費を下支えするため、市内の店舗等で使用できるのべおか市民生活応援商品・サービス券（以下「商品券」という。）を発行し、市内の全世帯に配布する。

については、事業の円滑な実施に当たり、商品券発行に係る一連の業務を一括して行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | 「のべおか市民生活応援商品・サービス券」全世帯配布業務委託 |
| (2) 委託期間 | 契約締結日から令和 8 年 2 月 1 3 日まで |
| (3) 委託上限額 | 金 2 3, 9 0 8, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| (4) 業務の内容 | 「のべおか市民生活応援商品・サービス券」全世帯配布業務委託仕様書（ <u>別紙 1</u> ）のとおり |

3. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 宮崎県内に本店又は支店を有すること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと
- (3) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと

- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと
- (7) 民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと
- (8) 延岡市税及び国税について滞納がないこと
- (9) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと
- (10) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと
- (11) 国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること
- (12) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加すること
- (13) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること

4. 募集要項等の交付期間及び交付場所

(1) 関連書類の交付

本プロポーザルに関する書類は、延岡市ホームページ上で交付する。

(2) 交付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月18日（金）まで

5. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加するためには、参加表明書の提出が条件となります。

(1) 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月18日（金）まで（土日・祝日は除く。）
午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所及び方法

末尾「12. 問合せ先」まで持参又は郵送（受付期間内必着）の方法により受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、收受確認のため、送付後に電話をお願いします。

(3) 提出書類及び提出部数

参加希望者は、以下の書類を1部ずつ提出すること

ア. 参加表明書（様式1）

イ. 延岡市税に滞納が無いことの証明（写し可）

ウ. 国税に滞納が無いことの証明（写し可）

エ. 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内、写し可）

オ. 暴力団等の排除に関する誓約書（様式2）

カ. 契約実績を証明する書類（任意様式）

キ. 会社概要がわかる資料・パンフレット等

(4) 参加資格の確認結果の通知

令和7年4月23日（水）に郵送で通知を発送する。

6. 質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年4月1日（水）から4月16日（水）まで

(2) 質問方法

「質問票」（様式3）により末尾「12. 問合せ先」に記載する問合せ先に電子メールで問い合わせること。電子メール送信後は、必ず電話により末尾「12. 問合せ先」に記載する問合せ先に受信確認を行うこと。（審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。）

(3) 質問に対する回答

令和7年4月17日（木）までに、延岡市ホームページにおいて公表します。

7. 企画提案書の提出

(1) 受付期間

令和7年4月23日（水）から5月12日（月）まで

(2) 受付場所及び方法

上記5. (2)記載の参加表明書の受付場所及び方法と同一

(3) 提出書類

正本1部（正本にのみ、法人名称等を記載すること）

副本6部（副本には、提案者が特定できる法人名称やロゴを記載しないこと）

(4) 記載内容

企画提案書には下記の項目を記載し、A4形式で20ページ以内にまとめること。
別紙2の「のべおか市民生活応援商品・サービス券」全世帯配布業務委託に係る評価項目及び評価基準に留意のうえ、記載すること。

① 商品券事業（配布型、プレミアム型）及び関連業務の実績

② ・問い合わせ対応

※コールセンターの設置など市民、取扱店舗等からの様々な問合せへの対応方法について具体的に記載すること。なお、委託料のお支払いについては、問い合わせ件数に応じた単価契約となります。

・事業周知のための広報活動について

※広報手段などについて具体的に記載すること。

・のべおか市民生活応援商品・サービス券のデザイン等について

※デザインや偽造防止策については具体的に詳しく記載すること。

・のべおか市民生活応援商品・サービス券のについて

※郵便局による各世帯への配布が終了した後、返戻となった商品券の管理

方法や、市民からの再引渡請求に対しての対応が具体的に提案されているか。

・換金方法について

※取扱店舗への速やかな換金及び取扱店舗からの換金時期、額等の問合せへの対応等に関して具体的に記載すること。

・情報管理について

※商品券配布対象者、商品券購入者、取扱店舗（換金額等を含む。）等に関する情報を適切に管理する方法を具体的に記載すること。

③ 実施体制等

※執行体制、人員配置、計画、スケジュールを簡潔にまとめること。

④ 本事業見積書

※費用の内訳も記載すること。

※見積価格は、税抜き価格、消費税及び地方消費税相当額を含む価格を記載すること。

※委託金額の上限額 23,908,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えないこと。

※プロポーザル審査により受託候補者として選定された場合は、業務委託に関する必要な協議を行った後、業務委託契約締結時に再度見積書の提出を依頼する。

(5) 注意事項

ア 参加表明書提出後、企画提案書の提出を取りやめる場合は、「辞退届」（様式4）を持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、收受確認のため、送付後に電話をお願いします。

イ 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

ウ 失格となる参加表明書及び企画提案書等

参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当した場合には、失格となる場合があります。なお、失格となった場合は、別途通知をします。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの

8. 受託候補者の選定及び結果の発表

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、本市が開催する選定会議において、提出書類評価及び参加者ヒアリングを行い、委員の意見を参考に本市が決定します。

審査にあたっては、各委員の評価点の平均点を最終評価点とし、最終評価点が60点以上を獲得した者の中から、最も評価が高い者を受託候補者として選定します。（本プロポーザルは1社のみ応募でも成立しますが、その場合でも最終評価点が60点以上となることを条件とします。）

(2) 選定基準

「のべおか市民生活応援商品・サービス券」全世帯配布業務委託に係る評価項目及び
評価基準（別紙2）参照

(3) 選定日程

令和7年5月20日（火）午前9時30分～10時50分（予定）

※正式な選定日程につきましては、参加資格の確認結果通知時にお知らせします。

(4) ヒアリングの方法

ア 口頭により提案内容を説明

イ 説明時間は、1社当たり15分とします。

ウ 提案内容の説明後、15分程度の質疑応答を行います。

(5) 選定結果

選定結果は、提案書を提出した全ての参加者に対して書面で令和7年5月22日（木）
を目途に通知するとともに、延岡市ホームページに掲示します。

なお、選定結果に対する異議申し立ては、一切認めません。

9. 業務委託契約の締結について

(1) 契約手続等

選定された受託候補者の提案内容を踏まえ、協議のうえ契約を締結します。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった
場合、次点者を受託候補者とします。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払計画、金額などについては、本市と協議のうえ、決定します。

10. 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、契約者を変更することがありま
す。また、その場合、既に支払った委託料の返還を求めます。

① 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合

② 契約者に重大な瑕疵がある場合

③ 事務遂行の意思が認められない場合

④ 事務遂行能力がないと認められる場合

⑤ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

11. その他留意事項

① すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とします。

② 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しません。

ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがあります。

③ 提出書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することが
あります。

④ 提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めません。

⑤ すべての提出書類は、返却しません。

⑥本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとします。

12. 問合せ先

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

延岡市 商工観光文化部 商業・駅まち振興課 (担当：加行)

電話 0982-34-7841

eメール syougyo@city.nobeoka.miyazaki.jp